

## 東アジア文化都市 2025 鎌倉市実行委員会謝金及び旅費支給規程 (案)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東アジア文化都市 2025 鎌倉市実行委員会規約(以下「規約」という。)  
第 11 条第 2 項の規定に基づき、東アジア文化都市 2025 鎌倉市実行委員会(以下「委員会」という。)の委員及び部会の部会員の謝金及び旅費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(謝金)

第 2 条 委員又は部会の部会員(規約第 4 条に規定する別表に掲げる行政の分野から就任した委員又は部会の部会員を除く。)が委員会又は部会の会議に出席したときは、謝金を支給する。

2 前項の謝金の額は、委員会又は部会の会議 1 回につき 10,000 円とする。

3 規約第 8 条第 4 項の規定に基づき、代理者が委員会に出席したときは、代理者に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(謝金の支給方法)

第 3 条 謝金は、月の初日からその月の末日までの間における委員会又は部会の会議に出席した回数に応じて翌月に支給する。

2 謝金は、支給対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支給する。

(旅費)

第 4 条 委員又は部会の部会員が委員会の事業のために市外に旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、鎌倉市旅費支給条例(昭和 26 年 3 月条例第 13 号)別表第 1 の 1 号の者に支給する額及び鎌倉市旅費支給条例施行規則(昭和 46 年 3 月規則第 47 号)別表第 1 の 1 号の者に支給する額に相当する額とする。

(旅費の支給方法)

第 5 条 旅費は、月の初日からその月の末日までの 1 箇月分を取りまとめ翌月に支給する。  
ただし、委員長が特に必要と認めた場合は、別途支給することができる。

2 旅費は、原則として支給対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支給する。

3 行程が 2 日以上又は片道 300 キロメートル以上に及ぶ場合は、概算払いをすることができる。この場合は、帰還後速やかに精算するものとする。

付 則

この規程は、令和 6 年 月 日から施行する。